

福島県環境審議会

第2部会議事録

(平成17年10月25日)

司会(小檜山企画主幹)

ただ今から、福島県環境審議会第2部会を開会いたします。

それでは、出席委員が福島県環境審議会条例第8条第7項に基づき定足数に達しておりますので、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、同条例第8条第4項に基づき、引地部会長に議長をお願いすることにいたします。

議長(引地部会長)

委員の皆様には、御多忙のところ、御出席をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

東京都大田区のリサイクルセンター視察の話

本日、御審議いただきますのは、7月29日に諮問があり、第2部会に付託されました「福島県廃棄物処理計画の見直しについて」です。

委員の皆様には、活発な御意見、御提言をお願いいたします。

それでは、はじめに、議事録署名人を選出いたします。

私から指名することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議がないようですので、議事録署名人として、

中井 勝己 (なかい かつみ)委員と

中村 玄正 (なかむら みちまさ)委員

を指名します。

それでは、審議に入ります。

今回は、「福島県廃棄物処理計画の見直しの素案」について事務局から説明を受けて、その内容を具体的に検討していただきたいと思います。

説明ですが、前回の部会と同様に一般廃棄物関係、産業廃棄物関係に分けて、それぞれ45分程度ずつ説明を受けて、そのあと、休憩をはさみまして、具体的に審議に入っていきたいと考えております。

それでは、はじめに、事務局から説明をお願いします。

事務局(渡辺一般廃棄物対策グループ参事)

一般廃棄物対策グループ参事の渡辺でございます。私の方からは、一般廃棄物関係につきまして、お手元の資料1の見直しの素案を中心として、これに資料2の委員の皆さんから寄せられた意見に対する事務局の対応をお示ししながら御説明し、また、私どもの方で、前回の部会でも取り上げられました「生活系ごみ処理有料化」について調査を行いましたので、その結果について資料3としてまとめましたので、それについても併せて御説明させていただきます。

(資料1から資料3に基づき説明)

議長

次に産業廃棄物関係について説明をお願いします。

事務局(河津産業廃棄物対策グループ参事)

産業廃棄物対策グループ参事の河津でございます。私の方からも、お手元の資料1の見直

し素案のうち、第3章以下の産業廃棄物関係について、一般廃棄物の説明と同様に、資料2の委員の皆様からの意見に対する事務局の対応をお示ししながら、御説明させていただきます。

(資料1と資料2に基づき説明)

議長

それでは、今から10分間の休憩を挟んでから、審議に入っていきたいと思います。午後3時15分から再開しますので、それまでに御着席をお願いします。

(休憩)

議長

時間になりましたので再開させていただきます。一般廃棄物について御意見・質問等をお願いするわけですが、だいた量がが多いので、少し絞ってお願いしたいと思いますので、資料1の目次をご覧ください。そこで、第1章と第2章の3節の「目標達成状況」、ここまでについては、前回の第2部会や全体会である程度話された内容でもありますので、第4節の「一般廃棄物の処理に関する課題」、ここから第5節の3の「目標達成の推進施策」のところまでを、まず第1段階にして、4の「目標達成のための県民、事業者、地方公共団体の役割」から第6節の4までを2段階として、最初の第1章と第2章の3節までは関連づけて質問していただければよろしいのではないかと思いますので、そのようにさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

それでは、一般廃棄物の方から進めさせていただきますが、一般廃棄物の12頁の「一般廃棄物の処理に関する課題」から「目標達成の推進施策」の15頁までの中で、質問等がございましたらよろしくをお願いします。

新妻委員

17頁の真ん中あたりに資源化施設等の整備ということが出ているのですが、施設というと何億もかけて大きな施設をイメージされる可能性がある訳ですよ。引地委員も大田区の施設を見てこられたということでしたけれども、そうじゃなくてもっと小さな、ローテク、ごみの資源化の施設というのはローテクが成功の秘訣だと、実は言われていて、というのはどんどん変わっていくわけですね。ですのであまりお金を投入してしまうと、その回収だけで大変なことになってしまうので、ローテクが成功の秘訣だと言われておりますので、これは本当にローテクでやっていただきたいなということと、1つのポイントは、やはり、市民にある程度まで分別をやってもらうということだと思うんです。そのためには、今、ごみを収集するごみステーションがあるんですが、あれをもうちょっと分別できるような小屋みたいなものにして、中でいるんなものを置いておけるような設備、カナダなんかはやっているんですが、例えば、そこで、10分別だけじゃなくて、他のもの、例えば、リターナルピンとか、バッテリーとか、衣類とかですね、そんなものも回収できる、年にいっぺんしか集めないものもあるんですね、例えば危険物みたいなもの、そうすると年1ぺん忘れてしまうと、「もう、捨てちゃえ」ということになるので、引っ越しの時期なんかは、とにかくいつでもそこに行けば置ける、というものがあれば、不法投棄につながらないので、そういうごみステーション、分別できる施設、小さなコンテナがあるだけの施設なんですけれども、そういうものが、例えば500メートルおき位にあると非常にいいですね。これをさらに整理分別して業者に渡すという施設ももちろん必要なんですけれども、市民の手を借りてですね、分別していくような、そういう設置、それを市町村にやってもらえるといいと思うんです。例えば、福島県のリサイクル率は14.5%ということで、26%位まで上げるといことなんですけれども、今、

ゼロウェストをやっている徳島県の上勝町は85%リサイクル率あるんですね。ここは34分別やっているんです。どういことをやっているかという、ごみの回収車が来なくて、ある1カ所にコンテナを34種類置いて、そこに市民が行って、分別して置いてくるんですよ。それは老人いじめだとかいろいろな批判があったようですが、お互い助け合いながらやっているらしいんですね。ここまで極端にやる必要はないんだけれども、それに近い形で、500メートルとか1キロおき位に、そういう施設を作れば、みなさん自分でいって分別して置いてくるのが可能だかなと思っています。先ほど、衣類の話が出たんですねけれども、ドイツなんかは、衣類のボックスが道ばたにあるんですね。そのボックスは誰が回収するのかという、赤十字なんです。赤十字が古着を回収するボックスを、リターナルビンのボックスの脇に置いてるんです。そういうことも可能なのかなと思っています。そういう「分別小屋」みたいなものところに、衣類っていうのもあってもいいのではないかなと思います。その下のたい肥化施設の整備というところなんですが、このたい肥化に関しては、非常に良質のたい肥をつくるのが難しいという問題があります。家庭で自分のところで、自家消費する位のたい肥だったらいいが、大規模にたい肥を処理する施設を作るといことになると、塩分の多いものは駄目だとか、農薬をいっぱい使っている柑橘類の皮は駄目だとか、それからちょっとマッチ棒が入ってはいけなとか、割り箸がはいってはいけなとか、非常に面倒くさいものなんです。それからたい肥化するとき、温室効果ガスが出るわけですよ。メタンが出るわけです。それからご存じのように日本は海外から7割食料を輸入していますので、たい肥にして土に戻すとすると、窒素が7割過多になってしまうという。それだけたい肥化できればの問題ですけれども、それを全部戻すといことになれば、純粋に7割海外から輸入したら7割窒素過多になるということになるんです。ですので、たい肥化というだけじゃなくて、あらゆる方法を探っていると思うんですね。私なんか、バイオマスでいくのが一番おもしろい、簡単なやり方じゃないかなと思っています。というのは食品残さだけじゃなくて汚泥も家畜し尿とか、あらゆる有機物をガス化させて、使うことができる。そのガス化も横浜なんかは、バイオガスで発電をやっていますけれども、発電は電気の買い取り価格が安くてペイできない。私は、このガスを直接使うというやり方、これを是非研究していただきたいと思うんですね。こういうことをやっているところはないのかなと思って、ちょっとネットでみてみたら、キリンビールが、自分とこの残さをバイオガス化して都市ガスと混ぜて使っているんですね。そういうことを産業界ではやっていますので、積極的に進めてよい方法ではないのかなと思っています。それからそのあとに、「汚泥再生処理センターなどの整備」とありますけれども、汚泥のたい肥に関しては重金属が混ざって畑には入れたくないという意見が多いです。相馬市の場合も汚泥のたい肥を「ただくれますから持って行ってください。」ということをやっています。けれども本当に誰も持って行かないんですね。それはたい肥の中に重金属が入っちゃっているからなんです。その汚泥のたい肥を畑にまいて畑を重金属で汚したくないというのがあって、汚泥のたい肥はなかなか普及しないだろうと思います。山にまいたらいいだろうという意見もありましたけれども、結局、山が重金属で汚染される訳ですよ。それが回り回って川に流れ込むわけです。ですので、溶融スラグにした場合には、重金属がうまくとれるようなことも見てみたんですが、詳しいことは専門的なことになるので、私も分からないんですけど、この汚泥の処理に関しては、重金属というのが大きなポイントになってくるのではないかなと思っています。

議長

関連した御意見等がありましたらお願いします。

羽田委員

今の新妻委員の意見に関連してですけれども、もったいないということをやるということで、データを頂こうと思って、農水省に要求しても、結局、今、データがないんですよ。特に食品の廃棄物の。環境省の方で食品産業から集めているというような話で、それも5年に1回集計しないという話で、やっぱりこれだけ日本で輸入食品が多いのに、そのデータを出さないというのは、不思議です。統計情報センターに行っていたら、合計のないデータなんですよ。だから、こちらで推測するしかないデータは初めて。やはり、本当は、負の部分だからあまり出たくないという部分もあるんでしょうけれども、これだけ食品が捨てられていますよということを分かるようなデータで、まさかと皆様も思っていたら、もったいないという部分から考えれば、何でこれほど輸入しなければならないのかという部分も出てくるし、いろいろな反応が出てくると思うんですよ。やはりそういう部分を民間に知らせないと、ピンと来ないという現実があるものですから、必要なデータはもっと、農水省なんかは、直接専門にやっている調査ポジションがあるにも関わらず、合計がでてこないという、大変不思議な統計の現実にぶつかりましたので、今後、そういう部分について、やはり情報公開の時代ですから、出していただきたいというお願いを込めてお願いします。

議長

以上のことに対して、事務局で何か説明することがございましたらお願いします。

事務局(渡辺参事)

ただ今、羽田委員からデータの意見がございましたが、私どももいろいろ今回の廃棄物処理でいろんなデータを集めようと思うと、なかなか統一したものがない、という大変お恥ずかしいお話なんです。実際、市町村のデータは毎年1回定期的に把握しておりますし、ある程度のことは分かるんですが、もっとつっこんだところになりますと、市町村それぞれに事情がありまして、なかなか統一的につかみきれない。一方で国の方、各県の動向を探ろうとすると、ホームページ等で一定のデータが出ているにしても、今、羽田委員がおっしゃったように特化したもののデータとなると、なかなかとれない。あってもなかなか分からないと、いう状況があるものですから、私どももやきもきしているところでありますが、ただ、いろんな意味で難しい現状があると思うんですよ。補足しがたい現状があるんだと思うんですよ。ですから、いずれこういったものにつきましては、食品安全、食品の取扱については、一般消費者の方の関心も高いわけですから、いずれそういう手法も確立され、徐々にそういったデータも出てくると思うんですが、我々もできるだけ情報確保に努めて、提供できるものについては、オープンにしていきたいと思っています。

議長

いろいろ意見が出ましたが、ごみステーションについても、私もいわき市にいて、廃棄物関係をやっているんで、そういう意見を出したこともあるんですが、市としてはそういうボックスを作っていくことは難しいということを言われちゃったんですが、例えば、私、アメリカにいたときは、アパートには必ずそういうボックスを作ることを義務付けられているんですよ。そして、分類していつでも入れられる。そして必要な人はそこから持って行って再利用するんですよ。そういうことが自由に来ることになっているので、ああいうのができればいいなと私も思っている1人なんです。あとは、いわきの場合ですと、古着類はショッピングセンターとかスーパーの入り口にボックスを置いているんですよ。そして、いつでもそこに持っていけば古着とかを入れられる。それを回収して再利用していくという、そういうNPOの方達が積極的にやられているんですよ。

そういうことが、数多くそういうステーションができるとよろしいのではないかと。市だけではなくて、NPO とかだけの店ではなくて、売った以上はそういうことに協力するような姿勢とかで、スーパーとか、市の事務所の一角にもそういう施設を作っていくという面もありまして、市内にいくつかのそういうボックスを設置するという事は可能になるのではないかとと思うんですが。

新妻委員

ここでやってしまえば、大きな施設が要らないんですよ。だから、市民の手を借りて分別をしようということがポイントだと思うんです。そうすると、あとは業者に梱包して引き渡すだけだと思うんですよ。ですから、設置の場所、最初の初期投資はかかるけれども、億もかけて大きな施設を作って、それで一所懸命誰かが分別するよりも、こういうローテクでやった方が、実は成功の秘訣であると思います。

畠山委員

土地問題が絡むとなかなかステーションを置くということが、当然、難しさがあるみたいですね。今、路上にごみを置くのだって、見方によっては、警察のような所から見ると、交通安全上の問題もありますし、ただ、今、場所がないから黙認という形ですよ。ステーションを置いているのは、田舎にいくとあるんですよ。認めてくれるんですよ、私の実家なんかも秋田なんです。田舎に行くと結構整理されている。しかし、都会は無理なんですよ。ましてや東京都内の JR の環状線の内部なんかを見ますと、ごみの収集日は、路上に、歩行者にとっても非常に邪魔になるくらいのごみが出る訳なんですよ。ですからやはり新しくつくっていくところは町作りから考えていかないといけないものですから、こちらの今の事務局でも新しく町を作るときは是非そういう意見を、路上にものをささなくていいような都市計画をきちんと最初から出してくれという大きな声をあげていただきたいなと思いますね。

新妻委員

本当にそうだと思います。町作りもそうですが、アパートなんかも非常におもしろいと思います。

中村委員

関連してですけども、例えばこれは県の計画ですから、今のごみステーションの件をですね、すぐにこの計画に盛り込むかどうかは別にしまして、例えば、どこかモデル市町村というものに県の方で補助を出して、そしてそういう一般のリサイクルを推進させるというというような形でもっていけば、かなり具体的な形でできていくのではないかなと思いますので、これをどうように盛り込むかはまた別として、審議会の我々としては、そういう方向の是非、県と市町村の、一般廃棄物ですから、連携になりますが、衣類とかはそういうものは廃棄物ではなくてリサイクルのもので、どっかの市町村ではそういうことをやることを推進をすると、そういうことでそれがモデル的にできれば、それを元にあちらこちらでもできるのではないかなと思います。

議長

いろいろ意見が出されましたが、バイオマス燃料ガス化の問題とか、汚泥のたい肥化の問題とか、これらについて何かありましたら、お願いします。

鈴木(義)委員

いろいろ意見でましたけれども、市町村の役割、現場で分別をどうするかというのはそれぞれ

れの市町村が真剣に取り組んでいるんだと思うんですね。先ほど、事務局から話がありましたが、私、三春なんです、17品目の分別をしているんですけども、今聞いて、よそのところもそのくらいのことはやっているのかなと思ったら、よそのほうはそれほどではないような話だったんですけども、市町村は市町村の役割として、いろいろ市町村の実態にあったようなというか、住民の皆さん方と十分に話し合いをしながら取り組んでいるわけですね。これは県の計画ですので、県が市町村にどういうふうに支援をしたり、体制作りには県の役割としてやるべきなのかなと思って今聞いておりました。それから生ごみのたい肥化というのは、ちょっとかっこいいというか、当たり前というか、そういう感じがするんですけども、現実の問題としては、先ほど、お話がありましたように、非常に難しい。私の方では、まずたい肥センターを作って、良質のたい肥を農家、あるいは家庭菜園の皆さん方に供給しようとしたのですが、それと生ごみを一緒にできないかという話がありましたけれども、生ごみを入れることによって、先ほどでた重金属とかいろいろ問題があるので、それはできない、やらないということにしたんですが、市街地は難しいのかもしれないですけども、ちょっと庭とか何か土地がある方には、自分の家でする生ごみはコンポストを利用してやることによって生ごみの減量化はかなりできる。ですからコンポストなんかを、補助したりしながら普及すれば、私はかなりの減量化が図れるのかなという気がしています。これはそれぞれの自治体で取り組むべきことだとは思っていますが。

佐藤(産廃協)代理

県の産廃協の会長の代理できました佐藤です。今、新妻委員の方から、汚泥には必ず重金属が含まれているだろうというお話ができましたけれども、これ見方によっては大変いいものもあるわけですね。ですから、重金属が含まれているか、含まれていないか、それを明示して、含まれているものは含まれているような処理をする、含まれていなければ含まれていないような処理をする、それによって有効活用ができるということなのであって、頭からこれは重金属が入っていることに固定概念で言うのではなくて、いいものもありますよということを、私の業界からは言っていたきたいのですが、でないと、私の業界で作っているものが全然はけなくなってしまうので、その辺もお含みをお願いしたいと思います。

新妻委員

それはどうやって区別するのでしょうか。

佐藤(産廃協)代理

それは、今、肥料取締法というのができまして、これには何が入っていますよ、何から作ったたい肥ですよということが、克明に明示されることになっています。ですからそこをご覧になって、これは下水汚泥が入っていますよ、これは豆腐のおからとかそういう食品残渣ですよというように書かれていますので、そこをご覧になっていただければいいと思います。

新妻委員

さっき、私が言ったのは、下水汚泥の話をしました。

議長

下水汚泥の話ができましたので、いわきの下水処理場では下水を処理するときに、そういう重金属等が入らないように、加水分解しちゃうんですね。除いてから、汚泥処理の方に流してやる。重金属とか問題になりそうな金属を除いてから除いてから処理するんだ、という発想でやっているの、その地域によっては下水汚泥でも重金属がほとんど入ってこない汚泥もあるとい

うことも知っておいていただければよろしいかと思ます。

中村委員

これちょっと要望なんです、さきほど佐藤代理の方から、たい肥化の件につきましてお話がありました。我々、直接、たい肥化の場合に、私は完熟たい肥化ということは非常に重要なことだとは思うんですが、それに関する具体的な資料等がないので、場合によっては事務局を通じまして、我々委員に資料が届くようにできればというふうに思ます。

議長

その他にご意見等はございませんか。

堀金委員

総括的になるかもしれませんが、要は私たち住民がどれほど県の施策、町村の施策にやはりそこに賛同し、そして一人一人がやはり個人ごとに環境に対する意識を高めていくかという、その問題だと思うんですね。例えばこれから10の区分にいろいろ分けて具体的に18年度に動きましょ、と1つの取り組み、これを県の方が出した場合に、各町村、住民がそれをきちんと守れる、そして逆に県が把握できるような。私の肩書きはここにあるように環境パートナーシップという会議の一員でいるんですけども、各町村としては小さい郡ですから、7町村が集まって、情報交換して環境に対する県の取り組みについて各町村で同じレベルでやりましょというふうに動いているわけですね。ですけれどもそういう考えでやりますと、私ども、県内のいろんな市とかそういうとこをみますと、例えば、ピンとかそういうときに、うちのほうは入れたって大丈夫だよとか、プラスチックなんかは一般のごみで大丈夫だからそのままやってもいいんだよ、とか言われる方、いらっしゃるんですよ。それが県内の方で、そういうところがあるのか、と。私どもは、例えば、プラスチックとかピンについては、1つの例として、毎週第2水曜日に朝5時半頃から当番がたって持ってきた方がきちんと分けるかを確認しているんですね。それが一律にできていないで、そういう現実の状態の裏もあるということですね。ですから私は本当により具体的に出てきましたので、県としてはこれらを22年度まではきちんと、私がお願いしたのは、1年間の評価、実態ということ、再度、各町村のデータを出していただいて、本当に県の施策が各町村におり、住民におりて、きちんとやられるような体制をこちらの方にも入れていただいて、把握していただいて、またさらにそれをおろしていただきたいということを要望ということではありますけれども、よろしくお願ひしたいと思ます。一般ごみについてもそんな形でやっていただきたい。やはり一人一人の意識が向上しない限りはいくらやってもこれはダメだと思ますから、そういう意味で子供たちにもきちっと教えていただきたい、それをお願ひします。

議長

只今、堀金委員の方からありましたけれども、その後のほうの18ページ以降、県民の役割とか県の役割とか市町村の役割とか、こういうことも含めて県の役割とか、それも含めて、もう少しご意見等がありましたら、お願ひしたいと思ます。最後の27ページのところまでですね。

新妻委員

25ページの一般廃棄物の自区域内処理ということに関してですが、この間私廃プラを油化している新潟市に見学に行ったんですね。それでびっくりしたのは、非常におもしろい施設だったんですが、容器リサイクル法が足かせになって経営がうまくいなくなっているということが分かったんです。それは何でかという、新潟市と周辺の市町村の廃プラを全部集めてきて、大きな塊にするんですね。その仕事は容器リサイクル協会の指定の仕事なんです。ところがそ

これまで委託されてやる分は、経営がいいんですが、この塊を今度は熱を加えて油に戻していく工場の部分、その部分がうまくいっていないというんです。何でかという自分たちが集めてくる一日30トンなんですけれど、その一日30トンの廃プラを自分のところで処理ができないんです。なぜかという容器リサイクル協会が入札でそれをやりとりをしていて、自分のところで塊をつくるんですけれども、その塊を自分のところの装置がそこにありながら全部川崎とかにもっていかれちゃっているんです。自分のところが操業を2週間に4日くらい休まなきゃいけないというんですよ。それはまたおかしな話だと思ったんですね。同じのは札幌もそうなんです。札幌も油化の工場を持っているんですが、札幌の廃プラの具合がいいということで、川崎まで運んでいるというんですよ。入札価格でそれが全部決まってしまうわけで、自分のところにその設備がありながら、そこで処理する廃プラが目前にありながら川崎にもっていかれるという、新日鉄あたりが高炉で燃やしているらしいんですけれども、それってどうなんだろう。わざわざ運賃かけてCO₂出してですよ、こっちのほが安いからといって、もっていく意味って何なんだろう。目の前にここにあって、しかもここに処理の施設があって、それで自分のところで処理ができない、営業を止めなくてはいけないというのは、どういうことなんだろうと思いました。そうやって、容器リサイクル法ができたのはいいんだけど、妙な足かせがあって、そういう自分のところで施設、例えば、これからも中間処理施設を作ることを県は推奨していますけれども、例えばそういうものができたとして、自分のところでそれを獲得するのにもものすごい競争に巻き込まれちゃうことだということを分かって、これは容器リサイクル法を変えてもらわないと、自分のところのごみを自分のところでまずは処理をするというのが原則じゃないかなと思うんですよね。それを日本中あっちに持っていったりこっちに持っていったり、競争原理とか、市場の原理で、資本主義でもってやりとりだけをするという発想がちょっとおかしいなと思いました。だからこの「自区域内処理」という項目がありましたけれども、こういう問題も含んでいるということをお話させていただきました。

議長

堀金委員と新妻委員に対して、事務局の方でなにかありますか。

事務局(渡辺参事)

只今、新妻委員からお話があった件、前にも北海道、新潟で大変いい施設があるということで、そういうのができてうまくいっているんだというお話がありましたので、私どもとしてもどのような状況かなということで問い合わせをしました。結果は今日、新妻委員がお話になったとおりでした。国内には2箇所しか今ないという状況でした。札幌市に札幌プラスチックリサイクル株式会社というのが1つありまして、もう1つは新潟市に歴世鉱油株式会社がございます、それぞれ多額の経費をかけて50億から20億かけて、実際に建設をして営業しているわけですが、さきほどのお話のとおり、まず1つ多額の費用がかかっているということと、原料の仕入先が、お話にありました、協会の入札で決まってしまうということで、鉄鋼会社が多量に仕入れてしまって、仕入れに苦労しているんだと、正にそのような現実があるということでございました。そういったことで、多額の建設費用を要する事業に民間が投資するのはなかなかリスクが大きいということから現在国内で2箇所しかないという状況になっているかと思えます。役割として市町村の役割は何だというと、分別収集までなんです。消費者の役割は分別排出ですね。分別して出しましょう。市町村の役割は分別して収集しましょうということです。事業者の役割としましては、再商品化、リサイクルを行う義務があると、こういったことでやっているわけですが、あくまでも市町村は分別収集までとなっておりますので、市町村が油化処理をしているという事例はないわけでございます。今のそういった状況を民間で任せておい

てそのままやっていただくのか、公共でやるべき話なのか、公共でやるためにはどういう問題があるのか、なんでもかんでも公共ということになると、全て、県が市町村がということになりますので、それはこれからいろんな負担の問題等々、財政問題もあってなかなかそうはいかない時代であることは皆さんもご認識のとおりでございます。行政と事業者、それから市町村、県民とうまく住み分けてなにかうまい方式が出てこないかなと思います。これからいろんな事業方式が研究されてくるだろうと思いますので、それに期待をしたいと思います。

議長

まだまだ意見は言い尽くされないとおもいますが、時間もあまりかけられないものですから、事務局の方であとで意見等の対応ができるように考えられているようなので。

新妻委員

ただ、容器リサイクル方のまずい部分というのは、やはり地元の業者が自分のところで処理できなくなる可能性があるわけですよ。それは今廃プラの例を言いましたけれども、です。やはり地元のは地元で処理していくという基本的な考え方、それはやはり容器リサイクル法を変えるチャンスがあるのだったら、意見を述べていくべきなのではないのかなと思いました。何かおかしいと思います。北海道から川崎まで運んで、なんで処理しなければならないのかということですよ。

議長

確かにそういう中間処理施設を建設するのにお金がすごくかかるものですから、なかなか採算があわないということがあるんでしょうが、ペットボトルとかそういうものであると、案外そんなに遠くまでもっていかなくても処理できるところが地元にもあります。そういうことでその他のプラスチックですかね、それがいろんな処理方法があるので、いわきの場合ですと、銅精練工場があるので、そこで可燃性燃料にして燃やしてしまうということをやっているようですが、市民からも何故、資源回収として集めたものを燃やすんだということで話題になったのですが、単に燃やすのではない、やはりコークスを使わずにそれでまかなうという資源性、サーマルリサイクルだと、そういう考えでやっているようですが、地元で処理をするというのは、いろんな方法があるかと思いますが、簡単にできるものかというの、金のかかるものはなかなか難しいのではないかと思います。その辺、まだまだ意見があろうかとは思いますが、一般廃棄物だけに時間をかけられないので、次の方に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、次に産業廃棄物関係に移らせていただきますが、もう一度最初の目次をご覧ください。産業廃棄物処理の方は第3章からになっていますが、第3章の3節までは、前の第2部会とか全体会でだいたいの話題になった内容ですので、その後の第4節「産業廃棄物に関する課題」というところから5章の最後までのところで、これもボリューム的に多いものですから、まずはちょっと第4節の課題から第5節の目標達成のための推進施策、ここが基本になるように思われますので、ここを中心にまず意見を出していただいて、そしてその後に関係者の役割から最後までというふうにさせていただきたいと思います。それで41ページ、産業廃棄物に関する課題から45ページの目標達成のための推進施策までのところでご意見等をお願いします。一般廃棄物と関連している面も多少あるとは思いますが。

新妻委員

44ページの産業廃棄物処理施設の確保というところなんですが、真ん中辺に新たな処理施設の設置については処理業者、市町村、県民との信頼関係を尊重しながら、ということで、

信頼関係を尊重しながらというのが非常に分かりにくいなと思うんですね。あと県の役割のところでもお話ししたいと思っていたのですが、この設置の許認可をおろすのは県なものですから、県のところでちょっとお話をすればよいのかなと思うんですが、前もお話させていただいているんですが、やっぱり作ってはいけないところを明示して業者と市民の軋轢を避けるというのは県の責務だと思うんですね。その辺をですね、例えば市町村の役割のところにはいつているんですが、52ページなんですけれども、市町村の役割の産業廃棄物処理施設の確保のところですね、設置手続きなどにおいては生活環境の保全上の見地から意見を述べるなど関与に努めますというふうに市町村のところなんかちゃんと書いてあるんですね。こんなふうな形でちゃんと県は自分とこの責務としてはっきり作っちゃいけない、例えば水源ですとか病院とか学校とか、そういうものをやはりはっきり書くべきであると思います。信頼関係を尊重しながらとかですね、地域との共生を図るように指導しますとか、分かりにくい表現ではなくもっと明確にしてほしいと思います。

議長

事務局の方で只今の意見につきましてお願いします。

事務局(河津参事)

私の方でいきなり答えるのはどうかと思ったものですから、もう少し委員の方の話を聞きたいということもあるんですが、事務局として書いているということから、基本的に今までのスタンスというか、旧計画もこのような表現をとっておりまして、ただ、懸念するところは、例えば信頼関係というものについて、産業廃棄物処理施設だからこれはおかしいものだよという考えは決して成り立つものではないと思います。これは皆さんご存知のように必要なものであることは皆さん分かっているわけですね。今、お話ししましたように、作ってはいけないところは、これは皆さんのコンセンサスの中にあると思います。なかなか条例だとか法律に書き込めないというのは憲法上の問題だとかがあってできないと思います。ただ、やはりゼロではなく要綱などで実はずっている部分もあります。例えば水道水源から直近ではいけないとか、学校の近くではいけないとかそういうことはうたっています。ただ、それを条例だとかそういうとこまで位置付けすることはちょっと難しいということが現状であるということで、事務局の書き方としてはそういう話であります。いろいろご審議いただければと思います。

引地委員

他の委員の方、何かご意見ございますか。

鈴木(義)委員

産業廃棄物だけでなく一般廃棄物の施設もそうなんですけれども、これらの施設については、住民の不信というか、これは非常に根強いものがあるんですね。いろんな公害がおきてきて、これは日本の国として環境問題を軽視したというか、政治的に非常にその部分が手薄だったといったらよいのか、そういう問題が長年続いてきたんで、これらの関連施設には非常に不信感があります。ですからこれらをどう払拭して施設を整備するその地域に皆さんの理解を得るかということが非常に大事ななと思うんですね。私の方も広域で焼却炉、清掃センターを作って、今、ようやく今年度に完成する運びになりましたけれどもね、大変な苦勞をしました。決して、これから作る施設は心配ないですよといっても、過去の事例なんかを引っ張り出して難しく難しく判断してくるものですから、ですから、特に県は産廃施設を許可をする立場で、やはり過去にあった事例なんかを率直に認めるべきは認めて、だからこうだったんだと、しかし、こ

れからはこうなんですという、やはり不信感を払拭する、そういう手立てというか、姿勢というか、そういうものははっきり持っていないと、今、お話が出たように、あいまいな表現では理解は得られないのかなと、そんなふうな気持ちです。

議長

その他委員の方で意見等がありましたらお願いします。

羽田委員

やはり今、鈴木委員がおっしゃったように、過去のことを引きずっているというものはかなりありますよね。我々聞いていても、一遍、産廃が山になっちゃったやつを、代執行すると何かかいても、なかなか原状に復帰するためには、何年もかかっている。豊島などでは何十年かかってもまた元に戻らないということなど、悪い例が今まで多すぎましたよね。それで今度、これ見せていただきまして、産廃の問題というのは、やはり我々これから将来生きていくために、やはりこれ負の財産ですよね。だけど今の便利な生活の裏側にはこれがついてきている訳ですよ。だからその部分についてやはりもっと行政も今までの失敗の部分はこうだったけれども、やはりこれから環境を重視した生活をしていくためにはこういう部分は是非必要だという語り掛けというか説得というか、それがないとまたあの轍を繰り返すのではないかという不信感というのは常にあるわけですよ。やはりそういうものを解きほぐすほどの説得力のあるデータなりなんなりを悪いのもいいものも出していただかないと説得には行かないのじゃないかなと思うんですね。やはりアメリカのハリケーンなんかも今の生活の裏返しという説も出てきていますしね、そういう部分から見ればこの問題をおいては先に進めないと思いますので、その部分についてやはり手間隙といえますか説得材料、そういうものをきちんと出していただかないと前に進めないんじゃないかと思いますので、是非よろしくをお願いします。

議長

非常に大切な問題かと思しますので、もう少し委員の方、ご意見等聞きたいと思うんですが。

堀金委員

課題の四角の 番目にあります、不法投棄という1つの例を出してみましても、県内のデータというと、私たち、新聞等であそこで不法投棄あったここであった、そのくらいの情報しかないわけですね。具体的にこれから県の施策としてこういうものに対する適正処理の推進とありますが、県では動いていますが、例えば不法投棄1つをとりましても県内より県外の不法投棄が多い状態になっていると思うんですよ。よそから持ち込まれたそれが非常に多い状態を見た場合に、例えば隣県のこういう産廃に対する措置の状況はどうなのかということを、このどこかに1つ参考として資料として出しておればそれを、産廃の業者の方に、例えばこういう事例、あっ、こういうことに、こんなことが起こって、こういうことになるのかということが、データのなものがあればより具体的に資料というのも有効になるのではないかと思いますので、さきほどおっしゃったようにもう少し具体的な例で、例えば不法投棄をした場合には、栃木県はこういうことを、宮城県はこう、山形県はこうだということが資料が何かであれば業者の方もこれを見て、そうなんだ、福島県もここには書いていないけれども、これらに近い、刑事、行政、民事といろんなものが関わってくるのかなあというような、県内の業者の方はやっていませんけれども、よその県の事例なども出していただくと、より具体的に私どもが見た場合に、いい資料になるのではないかなと思いますのでよろしくをお願いします。

事務局(河津参事)

補足して説明させていただきます。今までの中で、やはり産業廃棄物に関しての不信感とか、やはり違和感があります。現実的なイメージとして、それはものすごく強いことは、これは皆さんある意味で共通認識だと思います。結局、確かに大量生産、大量廃棄の時代から、今、こうやって環境問題を見た場合に、負の財産も非常に目立って、それと同時に今反省をもとにいろんなことをやっているというのも事実なんです。1つは法改正を見ても、いろんなところで我々も周知するためにやっておりますけれども、例えば1つ不法投棄をとりましても、今までは不法投棄は、現場を実際に埋めて、埋めた跡をおさえなければ不法投棄になかなかできなかった。そういう状況というのは法的な解釈の中でもあったんです。それが今法改正をする中で例えばやろうとする時点で捕まえる、未遂罪で捕まえるとか、罰金が100万だったのが1000万、法人だったら1億円にするとかですね、厳しくなってきたのも事実なんです。それで抑止力というのがかなり働いている部分があるかと思えます。ただもう一方では、やはりいわゆる犯罪者的な人、この人がいくらやってもなかなかそういうことにあたっているのもこれはまた事実です。ですからそれは今度は事後処理としては警察なりと組んで徹底的に早く見つけて早く追求するというようなこともとっていることも事実です。そういう意味ではここ数年間廃棄物処理法の中でもものすごい改正がありましてかなり厳しくなっていることも事実です。そういう意味で先ほど堀金委員の方から話がありましたけれども、各県の状況がどうかということも含めて、各県そのものといいますが、法律そのものがそうなってきているものですから、そういう意味では我々は各県との連携ということを非常に重要視しています。この中にも書き込んでおりますけれども、例えば、南東北だとか、北海道東北ブロックだとか、スクラム27というのが東海から福島までの間の27自治体が一緒になっています。そこでの情報交換とか、お互いに例えば東京で犯罪を犯す人が福島に来たなんていう場合には、東京都の職員だとか東京都の警視庁だとか、埼玉県であれば埼玉県警だとか、そういうところと連携してやっていることも事実です。そういう意味で連携というのはものすごく必要だと思います。そういう意味では今回この中かなり細かく書き込んだつもりです。さきほど時間がなくて細かいこと説明しておりませんが、ここを読んでいただきますとかなり細かいことまで実際に書き込んでおりますので、そういう意味では1つは不法投棄に関してはとにかくいろいろ厳しく対応してやっていくということをかなり突っ込んで書いているつもりです。1つは不法投棄について、あとは産業廃棄物処理場につきましては、やはりこれもいろいろな意味で強化されてきています。昔の処分場が今できる訳ではございません。新しい処分場は相当厳しくなっていますので、その辺を我々も含めて、我々もそんなところに作らせたくはないということはもちろん県民感情と一緒にですので、そういう意味では我々も厳しい目で見ながら、必要なところにはやはり作っていかなくてはいけない。また必要ではないところについては、なるべく業者を説得するなりして抑えていくといった方法をとりたいと思っています。

議長

こういう廃棄物の処理の問題はいろいろ重なっている面もあると思いますが、49ページ以降、排出事業者の役割とか、処理業者の役割とか、市町村の役割とか、県の役割とか、こういった問題とも非常に関係が強いと思うんですが、やはり排出事業者は適正に処理をするというのが原則として法律的に言われている訳で、自分のところで処理できない場合は依頼してやってもらうようになるんですが、その場合に特にマニフェストっていうんですか、ペーパーでやられるのも問題ではないかと一部の人が言っているんですが、電子マニフェスト制度の方がいいのではないかということもいわれて、この間のテレビ等でもちょっとやっていましたが、やはりその不法投棄につながるようなことが起こると、その地域住民の方の賛同が得られない訳で、いかに

してそういうものを起こさせないようにするか、そういう対策というのか、そうして適正に処理をすれば安心して任せられるというか、そういう処理施設の建設にも協力してもらえるようになるのではないか。これまではやはり不法投棄で非常に苦労しているもんですから、地域住民は自分のところに作られるのはとれも認められない、というふうな発想で認めないということできていると思うんです。そういうので、しかしそういうのがなかったら事業として成り立たなくなっていく事業者もたくさん出てくるわけですので、完全に100%リサイクルとか資源化できればいいんですが、それが現段階ではまだ、不十分なところもありますので、そういう点、段階的にやっていかないと難しいということで、ただ平成22年度まで目標を達成するには、やはり今後どうあるべきか、どういうことが欠けているのか、あるいはこうすればもう少しよくなるのではないかとか、何かそういうことでご意見等がございましたら、お願いします。

鈴木(義)委員

産廃の不法投棄には産廃の施設に捨ててはならないものを捨てるという不法投棄と、あとは建設廃材とかいろんなものをその辺に捨てる不法投棄とがあると思うんですけれども、施設に捨ててはならないものを捨てるというのは、素人では全くわからなくどうにもならないという部分があると思うんですが、その辺の山とか何かに捨てる不法投棄は、未然にというか、早期に発見するというか、そういうのが大事なんだと思うんですが、例えば、単純ですが、郵便配達とか宅配便の会社とか、そういう情報を提供してもらえる何かそういう仕組みなんかができないものか。津々浦々、それこそ郵便配達とか宅配便は、今、どこにでも行っていますから、ちょっとあそこでやっているのを見たけれどもおかしいとか、不法投棄じゃないですかとか何か情報提供やれるような、何かそういうことも考える必要があるのではないかと思います、どうでしょうか。

畠山委員

今のお話の大量の不法投棄、よくあちこちでありますね。その後処理や、大変な金がかかりますね。あれを考えたときに、確かに監視するシステムをいろいろ作っていく、ヘリコプターとか今いろいろやっていますね、それから今おっしゃったような監視を、郵便局員だとか警察のOBの方とかとやっていますけれども、あくまでもやはりポイントでしかない。やはり何故住民がそのダンプカーが5回、10回の運搬でない運搬を、たぶん真夜中とかやっていると思うんですよ。何故あれだけの大量不法投棄に住民がおかしいと感じなかったのか、そこが不思議で不思議でしょうがありませんね。それでこの表現で事務局が非常に遠慮しているのではないかなと思うんですがね。ある意味で犯罪監視を県民に頼むということですから、書き方に遠慮があったかとは思いますが、やはり県民が、環境問題ですからね、もっともっと関心を持つということ、まず早いところに、例えば不法投棄の未然防止、こういうところでヘリを使ってとかたくさん書いています。それよりも前に、まず、県民が意識を持って、ということを書いてもらってもいいのではないかなという気がします。それなくしては犯罪との追いかけてどうしても後追いになるのではないかなという気がするんです。以上です。

議長

事務局の方で何か。

事務局(河津参事)

大変貴重な発言で我々も心強くするところです。現状を申しますと、1つは、いろいろな監視の目というものが確かに必要になってきています。現に先ほども言いました、例えば、今現在

やっている郵便局とかタクシーの運転手、こういったものは市町村との協定をえています。県で実際に大きな組織でやっている訳ではないですけども、市町村で独自でそういうところをやっているのは60市町村くらいでえていますし、そういう意味では意識というものは大きく持っています。ただやはり今はだいが変わってきているのかなと思います。岩手・青森の県境の話ですとか、非常に大きな百万立方メートル、だいたい東京ドームに1つが124万立方メートルといえますから、だいたい、そのくらいの量が不法投棄されてきている訳ですね。そうなってくると自ずと分かるはずなんですけど、今までの感覚からいうと分からなかったというのはあるのかもしれませんが、これからそういったところを広く、我々は県民の皆さんにやはりこういうときには注意してくださいと、今でもPRしていますけれども、さらにPRしながらそういう何か異常がある場合には、やはり警察でもいいし、振興局でもいいし、市町村でもいいですし、そういった公的なところにお知らせ下さいというようなことで、遠慮がちにはですけども、条例の意図をくみまして53ページにそういう意味でちょっとかきこんだところがございます。これも新たに書き込んだ部分です。引き続きそういう意味で県民の皆さんにいかに監視役になっていただくかということとは当然引き続きPRしていきます。

中村委員

一部関連して、私も今畠山委員、事務局の方向は非常に大事なと思うんですね。これは県民が自分たちが幸せに生きる権利があると同時にやはり義務だと思うんですね。だから権利と義務は常に、それは国民としてもあると思うんですけども、そんな形で常に不正なら不正に対してどう対応するのかということを感じ込むべきだと思います。それからもう1つ発生のあるところでマニフェスト、電子マニフェストのところがありました。事業者の方で、排出事業者は基本的にはもっと強くマニフェストに参加するべきでしょうし、また電子化するということが、これが必ずしも安いというか、本当にそうやりやすいかという、今、文部省の科学研究費の申請費というのを私、そういう書類を作ったりしていますけれども、非常に分かりづらい部分もあるんですね。そういう面では排出事業者がマニフェストに参加し、やるにしても書き込みやすい形で排出事業者全員が参加する方向に指導する、方向付けるということが必要のように思うんですね。

議長

事業者によってはそういうセンサーを廃棄物につけて、そしてどういうふうなルートで持ちこまれているか、そういうことが最近通信情報が非常に発達しているの、そういうもので把握出来るようにしていくとか、いろいろ対策が考えられるんですけども、やはり排出事業者も大きな責任がある訳でそれが適正に最後まで処理されたものなのかどうかということ把握する、それが非常に重要だと思うんですね。どこかで不法投棄につながってしまった、それも分からないでしまうという状態では困る訳で、その辺いろんな立場からそういう監視の目を広げていくというのですかね、地域ぐるみの人もちろんですけども、排出事業者の責任、処理業者の責任とか、運送業者の責任という、そういうことを1つ1つをみんなで対応していかないと、なかなか解決しない問題の1つではないかと思います。

新妻委員

県の役割のところ、52ページですが、埋立終了した最終処分場については廃止するまでの間、廃棄物処理法及び関係法令に基づき適正な維持管理を行うように指導します、ということなんですけども、やはりこれは廃止するまでの間という文言が不安にさせるんですね。廃止というのは何年あって、廃止された後は野となれ山となれ、何にもしてくれないのですかという感じ

になってしまうんですね。水質調査を続けていとか、県はやはり見続けていかなければならぬと思うんですよ。地下水の検査、流出する水ですね、管理型はビニールシートをやりませけれども、あれの耐久年数など30年というところもあれば、あるところは4～5年だと言っていたりするんですね。そんな状況であって、廃止した後、当然そのビニールシートはぼろぼろになっている訳ですよ。そこから漏れ出てくる環境ホルモンとかダイオキシンはどうなるんですかというのは、設置される場所、地域に住んでいる人はどうしても不安に思うことですので、この廃止するまでの間というのは、いつまでなのか、その後どうなるのかというのは、やはり県の責務として示さなきゃいけないと思います。

事務局(河津参事)

状況だけちょっと説明させていただきます。処分場の成り立ちですけれども、処分場を作ります、埋立します、そして埋立を全部終了します、終了した後そのまま廃止できるかというときません。これが2年間なら2年間、排出基準なりがクリアしなければいけない。埋立終了したあとですね。それで初めて廃止の手続になるんですよ。ですから実際には簡単に、2年間も排出基準を下回るということは普通は考えられないので、たぶん10年だとか、これ何年になるかは分かりませんが、それから2年間くらいが基準をクリアして、そして廃止になる。この段階では、水の動きで監視しておりますから、言葉で言う中が安定化したという話になります。つまり、水が流れていっても排水の基準を守っていますよ、極端な話、シートが破れても基準は守っていますよという世界になるんですよ。安定化した場合には、それがまず1点。もう1点、廃止した後、これについては廃掃法の方も変わってきて、地域の指定をするような形になっています。ですから処分場が終わった後、その後何でもかんでも出来るというような状況ではありません。それを改変する場合には、やはり法的な適用を受けますので、そういう意味ではその部分については、ここに書き込んでいない部分も確かにございます。そこは少し中で考えてみたいと思います。

議長

最終処分場に埋め立てる場合に、比較的早く分解するものだと思いますが、やはり非常に安定な、そして有害なものはできるだけ受け入れる段階で、規制するというか、なるべくそういうものを濃度というか、少ないものは受け入れるけれども、こういうものは中間処理とか安定化処理をやった後に埋立処理をする、という基準といいますか、無害化処理して後に埋め立てるといふか、そういうことが非常に重要になってくると思うんですよ。そこがいい加減になってしまうと、例えば、災害とか、最近地震とかなんかが非常に多いですから、いつ何時そういう処分場に亀裂が入るかもしれませんし、そういうことで有害なものに対するチェック、モニタリングがどうなっていますか、そういうものは非常に重視していかないといけないというふうに思います。

佐藤代理

県の説明の中で、我々廃棄物業界では、廃棄物の最終処分が終わった時点で、それから公害防止資金として積み立てなければならぬということになっています。結局、完了した時点で収入がゼロになる訳ですね。最終処分の場合、その部分について今まで埋立をした分でお金を毎年入れてくださいよと、それは税法上では免税されている訳ですが、そのお金を使って水処理をしたり、何かの支障があったりしたときに直すということになっていますので、何ら心配はないというふうにお考えになっていいと私は思います。あとですね、時間が4時半くらいだったということですが、今回2回目だとは思いますが、参考にさせていただきましたけれども、大変、我々の業界にはアゲインストの風が強いなという感じがいたしました。それで大変、うち

の会長も苦労をしているのではないかなと思ひまして、内容を見まして、我々正副会長会議できめたものを克明に意見の中で、皆さんにお伝えしたと思っております。その中でもうちょっと再検討を要したいという部分が1カ所ございます。それは県外物の20%規制ということで、56ページには既に20%以下を目標とする指導をしていきます、となっておりますけれども、廃棄物は基本的には広域処理が建前であろうと思ひます。首都圏で処分場を作るといっても、おそらく不可能でしょうけれども、部会長が行かれたスーパーエコタウン等々ができましたけれども、あれはあくまでも最終処分ではなくて、中間処理のリサイクル施設でありまして、すばらしい施設ができてきて、ああいうものがどんどんできてくれば、まあとりあえずよろしいと思ひますけれども、やはり今の段階ではやはりどうしても広域的に、処分できる県とできない県がございますので、やはりできる県が経済的役割を担うのが私は最終処分ではないかなというふうに思っております。それで最終処分、中間処理についてはかなり毎年毎年増えておりますけれども、最終処分についてはこの内容にも出ていますとおり本当に純然たる最終処分量というのは、もう昔の10分の1、我々の業界からすれば10分の1位に減っている訳ですね。そうすると減っている中の2割ということになりますと、分母がだんだんだんだん小さくなる。そうすると自ずと分子が小さくなってしまふということになりますと、経営的に、昔は処分場を作るときには、10の-6乗で不透水層ですからこれは遮水シート要りませんよというものが、1.5ミリのシートを敷いて下さい、二重に敷いて下さい、今やなんと5重位に敷いて下さい、という話を聞いておりますので、経費がどんどん加算してしまいます。しかし、物がだんだんだんだん少なくなっていってしまう。こういう状態になったら、本当に健全経営をしなればいけない部分でできなくなってしまう。それは法規制のためとか、条例のためとか、そういう形でできなくなってしまうは大変心配だなというふうに思っておりますので、この辺を、確かに皆さん言うことは分かるんですね、福島県の処分場が22年度には3年しかありませんよと、いうふうな部分からすれば、それは逆行するかもしれませんが、やはりできる県、できない県もございまして、またできるところでやる、それには十分な体質の下でやるということが必須だろうと思ひますので、この辺をもう少し再考していただいて、あくまでも民主主義ですので、小数意見も参考に入れるということをお願いをしていきたいなというふうに思ひます。でない私、帰って、お前何も言っただけではないかこの20%について、ということになりかねませんので、その辺をちょっとお願いしたいと思ひます。以上です。

議長
事務局で何かお願いします。

事務局(河津参事)
業界の方からのお話として伺いたいと思ひます。ただ、現実的には県民感情ですとかいろいろご発言の中にもありましたけれども、ただ、業界からそういう要望があることは受け止めたいと思ひます。ただ、状況だけお話しすると、また各県の状況を見ますと、基本的には自県内処理というのを原則として持っているところはかなり多くなりまして、環境省、国の方では広域処理というのを前面に出しながら、日本としてどうかということを考えている訳ですけども、やはり各県の事情から考えますと、自分の県をまず考えながらというのが非常に多いというのは認識しておいていただければというふうに思ひます。

議長
時間がだいぶ過ぎてしまったのですが。

堀金委員

1つだけお願いしてよろしいでしょうか。28ページの第3章の地区部分というのがありますよね。一般ごみについて例えば自区域内処理という言葉で文言されております。それで勉強不足なんですけど、この前、資料いただいて、例えば中間処理場とか最終処分場というのは、これを見ても分からない。例えば資料としてここに最終処分、県内に何カ所あるのか、ここに出していただくとこれからの審議に、ああそうか、だから県中地区に今県で動いている、大変な動きをしていらっしゃる、目に見えて共通の話題になりますし、7つの地方振興局中心で動いていること大切だということも見えてきますので、大変でしょうけれどもこの次の資料に出していただくと話の材料になるんですけど、できたらお願いします。

事務局(河津参事)

中身を検討させていただきたいと思います。いろいろ表現の仕方とか含めて少し検討させていただいて、あと部会長と相談したいと思います。

議長

意見はまだまだつきないと思いますけれども、時間がだいぶオーバーしておりますので、その他の委員の御意見等については、事務局の方で何か対応策をお願いします。

事務局(坂内産業廃棄物対策グループ主幹)

時間の制約もございますので、言い尽くされなかった御意見等につきましては、これらか配布したいと思いますけど、その様式によって11月11日金曜日までに御提出をお願いしたいと思っております。また、今後の予定でございますが、今日、部会で出されました御意見等を踏まえまして、処理計画中間見直しを県として整理します。これを基に県民意見公募いわゆるパブリックコメントを実施、それと同時に県の関係機関、市町村への意見照会を実施しまして、それらを踏まえまして、福島県廃棄物処理計画(案)としまして整理しまして、次回の部会、予定としましては1月の中旬ころに開催させていただきたいと考えているわけでございますが、次回の部会で御審議していただきたいと考えておりますので、御了承をお願いしたいと思っております。

議長

ただ今事務局からありましたように、今日言われなかった御意見等について事務局に送っていただきたいと、但し、11月11日金曜日までお願いしたい。これはパブリックコメントとして実施したいということです。

事務局(坂内主幹)

パブリックコメントにつきましては、今日いただきました御意見等を踏まえた中で、県としてパブリックコメントという形で県民から御意見を頂戴したいと考えております。今日、言いつくせなかった御意見等につきましては、パブリックコメントの中には、内部的な整理もございますので、今後対応させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長

次の部会のときに、パブリックコメントを実施して意見等を加味した形で出されると思いますので、委員からの意見も今後の課題として出していただきたいと思っております。そのほか、御質問等がございましょうが、だいぶ時間も過ぎましたので、以上で本日の審議を終了させていただいてよろしいでしょうか。

以上で今日の審議は終了したいと思います。審議に御協力していただきましてありがとうございます。

司会

以上をもちまして本日の環境審議会第 2 部会を終了させていただきたいと思います。長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。